

会社法第 794 条第 1 項に基づく事前備置書類
(株式会社エムシーインベストメント 01 との吸収合併)

三井化学株式会社

2020 年 6 月 26 日

吸収合併に関する事前備置書類

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
三井化学株式会社
代表取締役社長 橋本 修

当社は、当社の子会社である株式会社エムシーインベストメント 01（以下「エムシーインベストメント 01」といいます。）との間で、2020 年 5 月 14 日付で吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結し、2020 年 7 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、エムシーインベストメント 01 を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

本吸収合併契約の内容は、別紙 1 記載のとおりです。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併存続会社である当社は吸収合併消滅会社であるエムシーインベストメント 01 の全株式を所有しているので、本合併に際して、エムシーインベストメント 01 の株主に対して、その株式に代わる金銭等（当社の株式及び金銭を含みます。）の交付を行わないことは相当であると判断しております。

3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

該当する事項はございません。

4. エムシーインベストメント 01 についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

エムシーインベストメント 01 の最終事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）に係る計算書類等の内容は、別紙 2 記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2020 年 7 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、エムシーインベストメント 01 を吸収合併消滅会社とする本合併を行う予定です。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社は、2020 年 5 月 14 日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社とし、アークを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことに関し、決議のうえ、株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020 年 6 月 26 日に開催予定のアークの定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2020 年 8 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

② 当社は、本日現在、当社の完全子会社であるエムシーインベストメント 01 を通じて間接的にアーク株式を保有しておりますが、本株式交換の効力発生に先立ち、2020 年 7 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、エムシーインベストメント 01 を吸収合併消滅会社とする本合併を行う予定です。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,097,875 百万円及び 741,918 百万円であり、また、エムシーインベストメント 01 の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 30,699 百万円及び 30,328 百万円です。

(2) 2020 年 3 月 31 日以降、本日に至るまで、当社及びエムシーインベストメント 01 において、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じておりません。

(3) さらに、本日現在、当社及びエムシーインベストメント 01 において、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行に支障を生じさせる事象の発生は予測さ

れておりません。

- (4) 以上より、当社は、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1 吸収合併契約の内容



吸収合併契約書

三井化学株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社エムシーインベストメント 01（以下「乙」という。）は、2020 年 5 月 14 日、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、本効力発生日（第 5 条に定義される。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下の各号に定めるとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：三井化学株式会社

住所：東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社エムシーインベストメント 01

住所：東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020 年 7 月 31 日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により、必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（本契約の変更等）

本契約締結後から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合

意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2020年5月14日

甲： 東京都港区東新橋一丁目5番2号
三井化学株式会社
代表取締役社長 橋本 修



乙： 東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社エムシーインベストメント 01
代表取締役 下郡 孝義





別紙2 エムシーインベストメント 01 の最終事業年度に係る計算書類等の内容

決 算 報 告 書

第 3 期

自 平成31年04月01日

至 令和02年03月31日

株式会社エムシーインベストメント01

貸借対照表

令和02年03月31日 現在

株式会社エムシーインベストメント01

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	68,129,645	【流動負債】	3,843,643
預金	49,880,563	未払費用	3,553,643
未収入金	18,249,082	未払法人税等	290,000
【固定資産】	30,631,045,045	【固定負債】	30,324,000,000
投資その他の資産	30,631,045,045	長期借入金	30,324,000,000
関係会社株式	30,631,045,045	負債の部合計	30,327,843,643
		純資産の部	
		科目	金額
		【株主資本】	371,331,047
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	490,000,000
		資本準備金	490,000,000
		利益剰余金	△ 128,668,953
		その他利益剰余金	△ 128,668,953
		繰越利益剰余金	△ 128,668,953
		(うち当期純損失)	△ 57,554,792
		純資産の部合計	371,331,047
資産の部合計	30,699,174,690	負債・純資産の部合計	30,699,174,690

損益計算書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社エムシーインベストメント01

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
【売上原価】		
売上総利益		0
【販売費及び一般管理費】		6,023,226
営業損失		△ 6,023,226
【営業外収益】		
受取利息	310	310
【営業外費用】		
支払利息	69,321,758	69,321,758
経常損失		△ 75,344,674
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純損失		△ 75,344,674
法人税等		△ 17,789,882
当期純損失		△ 57,554,792

株主資本等変動計算書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社エムシーインベストメント01		(単位：円)
株主資本		
資本金	当期首残高	10,000,000
	当期変動額	0
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	490,000,000
	当期変動額	0
	当期末残高	490,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	-71,114,161
	当期変動額	当期純利益 -57,554,792
	当期末残高	-128,668,953
株主資本合計		
	当期首残高	428,885,839
	当期変動額	-57,554,792
	当期末残高	371,331,047
純資産の部合計		
	当期首残高	428,885,839
	当期変動額	-57,554,792
	当期末残高	371,331,047

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

資産の評価基準及び評価方法

（１） 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法を適用しております。

（２） 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（３） 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	18 百万円
	長期金銭債務	30, 324 百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高	仕入高（業務委託費）	6 百万円
営業取引以外の取引高	支払利息	69 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当会計年度末の発行済み株式の種類及び総数 普通株式 500, 000, 000 株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１） 金融商品に対する取組方針

資金調達については、親会社である三井化学株式会社からの借入による方針であります。関係会社株式については、2018 年 1 月 24 日付で公開買付によって取得し、保有しております。今後の株式保有の状況につきましては、適宜、検討して参ります。

（２） 金融商品の内容及びリスクならびにリスク管理体制

親会社からの長期借入金 は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。関係会社株式は発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、経営状況を随時かつ定期的にモニタリングし、財務状況や、事業の進捗等の早期把握に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額を時価としております。当該価額の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提状況件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	50	50	-
(2) 未収入金	18	18	-
(3) 関係会社株式	30,631	21,997	8,634
(4) 長期借入金	30,324	30,324	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金、(2) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社株式

株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位 百万円)

属性	会社の名称	住所	議決権等の被所有割合	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
親会社	三井化学(株)	東京都港区	被所有100%	利息の支払※	70	長期借入金	30,324
				業務の委託	6	-	-
				連結納税に伴う受取	19	未収入金	18

※資金の借入については、市場金利等を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	0.743 円
2. 1 株当たり当期純損失	0.115 円

(重要な後発事象に関する注記)

(共通支配下の取引)

当社は、令和 2 年 5 月 14 日付で、完全親会社である三井化学株式会社と、令和 2 年 7 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社とし、三井化学株式会社を吸収合併存続会社とする、吸収合併契約書を締結しました。

1. 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：三井化学株式会社

事業の内容：モビリティ、ヘルスケア、フード&パッケージング及び基盤素材の製造・販売

②企業結合日

令和 2 年 7 月 31 日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併消滅会社、三井化学株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

三井化学株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

三井化学株式会社は、本日現在、当社を通じて間接的に株式会社アーク株式（以下、アーク株式）を保有しておりますが、本吸収合併により、三井化学株式会社がアーク株式を直接保有することとなる予定です。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 31 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 31 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

第3期 事業報告書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

株式会社エムシーインベストメント01

事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、三井化学株式会社の出資により平成29年11月1日に設立されました。

また、平成29年11月29日、株式会社アークの普通株式並びに優先株式を公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決定し、平成29年11月30日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成30年1月17日をもって終了し、平成30年1月24日付で同社の株式を取得致しました。今年度も、引き続き同社の株式保有を継続しております。

(2) 資金調達等についての状況

当期の所要資金は、自己資金および当社の親会社である三井化学株式会社からの借入により賄っております。

借入先	借入残高
三井化学株式会社	30,324,000,000 円

(3) 財産及び損益の状況

区 分	平成29年度 (第1期)	平成30年度 (第2期)	平成31年度 (第3期)
売上高 (百万円)	-	-	-
経 常 利 益 (百万円)	Δ 3	Δ 77	Δ 75
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	Δ 13	Δ 58	Δ 58
1株当たり当期純利益(円)	Δ 0.025	Δ 0.117	Δ 0.115
総 資 産 (百万円)	31,259	30,679	30,699
純 資 産 (百万円)	487	429	371
1株当たり純資産額(円)	0.975	0.858	0.743

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

(親会社との関係)

当社の親会社は、三井化学株式会社であり、当社の議決権を100%所有しております。
当社は、親会社から代表取締役1名を選任しております。

(重要な子会社の状況)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アーク	2,000 百万円	74.69%	工業デザインモデルの製造、商品開発及び企画・デザイン、設計、各種金型の設計・製造及び小ロット成形品の生産・販売による新製品開発支援

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 500,000,000株
- (3) 株主数 1名 (三井化学株式会社)

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
下郡 孝義	代表取締役	三井化学株式会社 取締役専務執行役員 株式会社アーク 取締役会長
大塩 健祐	監査役	三井化学株式会社

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額 3 百万円

当社監査役は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第 423 条第 1 項の定めに基づいた損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が適格性職務又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第 340 条第 1 項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、三井化学グループの一員として、親会社である三井化学株式会社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき本内部統制システムを運用するとともに、三井化学株式会社の内部統制室が運用状況をモニタリングしています。

三井化学株式会社における内部統制システムの概要は以下の通りです。

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び子会社において、業務執行を行う取締役は、各社の取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ②当社において、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べるができることとする。
- ③当社において、社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、当社及び子会社の会計及び業務における法令遵守状況等の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
- ④当社及び子会社の社員を対象とした法令・ルール遵守教育を、E-ラーニングや階層別研修等の方法により実施する。
- ⑤当社及び子会社の社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して当社及び子会社社員に周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
- ⑥当社及び子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、かつ不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わないものとし、反社会的勢力への対応につきマニュアル等にてその方針を明確化して周知・徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社において、取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規則」その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に当社及び子会社におけるリスクの未然防止を確実にできる体制をとる。

また、当社「リスク管理規則」に基づき、当社及び子会社のリスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、当社において、担当役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

- ②リスクの顕在化により、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整え、顧客に対して供給責任を果たせるよう、当社及び主要な子会社において適切な事業継続計画(BCP)を策定する。
- ③当社及び主要な子会社において、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、子会社については、当社の所管部門がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、内部統制室による監査の対象とする。
- ④当社及び子会社に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、当社においては「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。また、子会社においても、当社「危機管理規則」又は各社の規則に基づき、当社との連携も含め、適切な対応を行う。
- ⑤当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先が、リスク情報の報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報を行える体制を整える。当社社員(子会社への出向者を含む。)を対象に定期的に実施するリスク管理教育や、社内のネットワークシステムや公式HPへの掲載を通じてリスクホットラインの存在及び活用を周知徹底する。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び子会社において、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとり、取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。
- ②当社において、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能を持つので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。
- ③当社「決裁規則」その他の社則により、子会社に関する事項についての当社及び子会社の権限分配及び意思決定手続を明確化する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社の健全かつ円滑な運営のため、当社「関係会社管理規則」その他の社則により、事前に子会社が当社の承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続等を明確にする。また、主要な子会社にも関係会社管理規則等の内容を踏まえた社則を整備させ、当該整備状況を、内部統制室による監査の対象とする。
- ②子会社ごとにその運営管理を担当する部署(所管部門)を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社

の経営状況の把握等を行う。

- ③主要な子会社には監査役を派遣し、派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、当社監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を当社監査役に報告する。また、リスクホットラインを通じて当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先より報告された情報についても即時又は適宜当社監査役に報告される。

- ②当社において、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

- ③子会社における監査役の監査結果は必要に応じて、当社の監査役に報告される。また、当社の監査役と子会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を行わないこととし、子会社にも同様の取扱いをさせる。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社において、監査役は、取締役会及び社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
- ②当社において、監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- ③当社において、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

(注) 上記(1)、(3)、(4)、(5)、(8)及び(9)の各体制については、子会社のみならず、可能かつ適切な範囲で持分法適用関連会社にも準用します。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月5日

株式会社エムシーインベストメント01

代表取締役 下郡 孝義 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

金澤



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムシーインベストメント01の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項重要な後発事象に関する注記（共通支配下の取引）に記載されているとおり、会社は、令和2年5月14日付で、完全親会社である三井化学株式会社と、令和2年7月31日を効力発生日として、会社を吸収合併消滅会社とし、三井化学株式会社を吸収合併存続会社とする、吸収合併契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

監査役は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。取締役による重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役等関係者と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社の事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかについての取締役の判断及び理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年6月15日

株式会社エムシーインベストメント01

監査役 大塩 健祐

